

## 釣り堀等の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日  
広島県商工労働総務課  
広島県農林水産総務課

(対象施設)

釣り堀，潮干狩り，遊漁船，観光農園，観光遊船

### 【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

#### 1) 利用者の感染予防

- ◇ 施設の利用者等に次の協力を要請する。(例：施設内掲示，声掛け等)
  - ・マスクの着用
  - ・咳エチケットや手洗い等の感染予防対策
  - ・体調がすぐれない場合は入場を自粛
- ◇ 入口等に消毒液を設置する。

#### 2) 3密の回避策

- ◇ 人と人の間隔はできるだけ2m（最低1m）空けるように努める。
- ◇ 屋内施設については，換気に努める。（2方向の窓を数分間程度，毎時2回全開にする。2方向の窓がない場合は，入口のドアを開放するなどに対応する。）
- ◇ 通路や園路を一方通行として，できる限り対面とならない環境とするよう努める。（施設の構造上対応できない場合を除く。）
- ◇ 受付窓口やレジ等にビニールシートを吊り下げるなど，飛沫の飛散を防ぐ。

#### 3) 従業員の感染予防

- ◇ 従業員はマスクを着用し，出勤前に健康チェックを行う。
- ◇ 発熱，咳，倦怠感等の症状のある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時，外出帰着時，各種作業の後，トイレの後，食事の前には必ず石鹸で手を洗う。

#### 4) 広報・その他

- ◇ ホームページ等を活用し，対象施設において行っている新型コロナウイルス感染防止対策や施設の利用上の留意事項及び利用者への協力内容を情報発信する。
- ◇ 対策責任者・担当者を決め，本対策を遂行する。

### レベル2以上の段階で行う感染防止対策

#### ○ 3密の回避策等

- ◇ 利用者間の間隔は十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できるよう，席の配置等の工夫を行い，間隔を確保できない場合は，施設への入場制限を行うなどにより，施設内での密集を防ぐ。
- ◇ 多くの利用者が手を触れる箇所（ドアノブ，手すり等）について，定時に消毒を実施する。
- ◇ 県外からの利用を自粛するよう，施設の予約受付時やホームページ等で利用者に協力を呼び掛ける。